

【1998年3月24日】日・独社会保障協定（仮称）の実施に伴う厚生年金保険制度等の特例措置案について（諮問書、要綱）

社会保障制度審議会

農林水産大臣 島村 宜伸
自治大臣 上杉 光弘

諮問書

日・独社会保障協定（仮称）の実施に伴う厚生年金保険制度等の特例措置を別添のとおり設けることについて、社会保障制度審議会設置法（昭和23年法律第266号）第2条第2項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

日・独社会保障協定（仮称）の実施に伴う厚生年金保険制度等の特例措置案要綱

第1 特例措置の目的

日・独社会保障協定（以下「協定」という。）を実施するため、厚生年金保険制度、国民年金制度、国家公務員共済制度、地方公務員共済制度、私立学校教職員共済制度及び農林漁業団体職員共済制度（以下「公的年金制度」という。）について、被保険者、組合員又は加入者（以下「被保険者等」という。）の資格、給付の支給要件、給付の額等に関する特例を設けること。

第2 被保険者等の資格に関する特例

1 共通事項

次のいずれかに該当する者は、厚生年金保険又は国民年金については被保険者としていないこととし、国家公務員共済、地方公務員共済又は私立学校教職員共済については長期給付の規定の適用のない組合員若しくは加入者としてすることとし、農林漁業団体職員共済については組合員としないこととすること。

- （1）日本国の領域内で就労する者であってドイツの年金制度への強制加入に関するドイツの年金法令の適用を受けるもの（原則として滞在が5年以内の者）
- （2）ドイツの領域内で就労する者であってドイツの年金制度への強制加入に関するドイツの年金法令の適用を受けるもの（協定の規定によりドイツの年金法令の適用を免除することとされた者を除く。）

2 国民年金に関する事項

- (1) 1の(1)に該当する者に随伴する配偶者及び子は、国民年金の被保険者としな
いこと。
- (2) ドイツに通常居住するドイツ国民等であって、日本の公的年金制度に60月以上保
険料を納付した者は、国民年金の任意加入被保険者となることができることとする
こと。

第3 給付の支給要件に関する特例

ドイツの年金制度へ保険料を納付した期間(以下「ドイツ保険料納付期間」という。)を有する者であって、公的年金制度の給付の受給資格要件を満たさないものについて、以下の特例を設ける。

1 ドイツ保険料納付期間等の算入

老齢厚生年金等の受給資格要件たる期間を満たさない者について、その者のドイツ保険料納付期間等を厚生年金保険の被保険者期間等に算入すること。

2 納付要件におけるドイツ保険料納付期間の考慮

障害厚生年金等の納付要件を満たさない者について納付要件に関する規定を適用する場合においては、その者のドイツ保険料納付期間を国民年金の保険料納付済期間とみなすこと。

3 障害厚生年金等の支給要件の特例

ドイツ保険料納付期間中に初診日又は死亡日がある者について、障害厚生年金等の支給要件に関する規定を適用する場合においては、当該初診日又は死亡日において公的年金制度の被保険者等であったものとみなすこと。

第4 給付の額に関する特例

第3の特例により給付の受給資格要件を満たした者に支給する額について、以下の特例を設ける。

1 給付の額に関する期間比例計算

老齢厚生年金の加給等、厚生年金保険の被保険者期間等が一定期間を満たす場合に定額が支給される給付の額は、当該定額に厚生年金保険の被保険者期間等を当該一定期間で除して得た率を乗じて得た額とする。

2 給付の額に関する按分計算

(1) 障害厚生年金の配偶者加給等、被保険者期間等に関わらず定額が支給される給付の額は、当該定額をドイツ保険料納付期間と日本の被用者年金制度に加入した期間等とで按分した額とする。

(2) 被用者年金制度の被保険者期間等が300月に満たないときに支給される障害厚生年金等の額は、日本の被用者年金制度に加入した期間に応じた額と、被保

険者期間が300月あるものとして計算した額と当該加入した期間に応じた額との差額をドイツ保険料納付期間と日本の被用者年金制度に加入した期間とで按分した額とを合算した額とする。

3 障害共済年金等の職域年金相当部分の額に関する計算の特例

各共済制度の障害共済年金又は遺族共済年金の職域年金相当部分の額については、第3の特例により受給資格要件を満たした場合には、計算しないこととする。

4 従前額の保障

1から3までの特例によりその額が計算された給付を受給することにより、従前から受給していた額よりも少ない額を受給することとならないよう、所要の措置を講じる。

第5 施行期日

この特例措置は、協定の発効日から実施すること。

第6 その他

ドイツ年金の申請書を社会保険庁長官等が受理すること等、協定を実施するため必要な措置を設けること。